

# ひとり親家庭ワンストップ就業支援事業 【提案競技実施要領】

- 1 **委託件名** ひとり親家庭ワンストップ就業支援事業業務委託
- 2 **履行期間** 令和8年6月下旬（予定）から令和9年3月31日（水）まで  
※当該業務の履行状況が良好であったと判断できる場合に限り、本業務に係る予算成立を条件として、引き続き令和12年度まで契約を更新することがあります（令和9年度の業務内容は、令和8年度の実施状況を踏まえ調整します）。ただし、市の施策及び母子家庭等対策総合支援事業国庫補助金「民間企業と協働した就業・定着までの一体的支援強化事業」の変更等によっては、更新を行わない場合があります。
- 3 **事業の目的**

ひとり親家庭等は、非正規雇用など就業状況の不安定さ、ダブルワーク等による多忙さ、中長期的なキャリアアップの困難等の就業に関する課題を抱えている。また、育児や仕事に追われ、ひとり親家庭支援センターでの相談が出来ていない場合など、必要な支援を受けられていない家庭もある。

本市では、ひとり親家庭支援センターでの就業相談は、毎週月曜日や年末年始を除き、9時15分から20時45分の間で幅広く行っているが、時代に合わせ、より相談しやすい体制を構築していくことが必要であることから、既存の対面・電話による相談方法に加え、オンラインやチャットなどによる相談方法も選択可能とするほか、ひとり親向けの求人について、ひとり親家庭支援センターで受け付けるだけでなく、ひとり親家庭の雇用に積極的な企業の掘り起こしやマッチングを行い、就職・転職等の準備段階から転職先の決定、就職後の定着等までの支援を一体的に行うものである。

これらの内容を通じて、ひとり親家庭等の就業者数の向上を図り、ひとり親家庭等の就業・自立を支援することを目的に実施するものである。
- 4 **委託内容**

別紙基本仕様書（提案競技時）のとおり
- 5 **上限額** 25,130千円  
※ 消費税及び地方消費税を含みます。  
提案価格が契約上限金額を超える場合は、失格となります。
- 6 **この提案競技に参加する者に必要な資格**

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければこの提案競技に参加する事ができないものとします。

  - (1) 法人格を有する者であること。  
（複数の法人で事業体を組み、提案する場合は全ての提案者が法人格を有していること。）
  - (2) 職業安定法に基づく職業紹介事業の許可を有していること等により適法に業務が実施できると。
  - (3) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
  - (4) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。  
※措置要領が掲示されているホームページアドレス  
<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>
  - (5) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
  - (6) 市町村税を滞納していない者であること。

- (7) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

## 7 スケジュール

- |                |                       |
|----------------|-----------------------|
| (1) 実施要領の公表    | 令和8年5月 7日 (木)         |
| (2) 質問締切       | 令和8年5月15日 (金) 17時     |
| (3) 参加申請書の提出締切 | 令和8年5月27日 (水) 正午      |
| (4) 提案書の提出締切   | 令和8年6月 4日 (木) 正午      |
| (5) 提案説明       | 令和8年6月11日 (木) 午後 (予定) |
| (6) 最優秀提案者決定   | 令和8年6月17日 (水)         |
| (7) 契約締結       | 令和8年6月下旬 (予定)         |

## 8 質問

提案を行うに当たり質問がある場合は、提案競技質問書（様式2）に記載の上、ご提出ください。

- (1) 質問締切 **令和8年5月15日 (金) 17時まで**
- (2) 提出方法 「16 問い合わせ・提案提出先」宛にEメールでご提出ください。
- (3) 回答 質問に対する回答は、令和8年5月20日 (水) 17時までに福岡市ホームページ内の下記に掲載します。

[掲載場所]

HOME>創業・産業・ビジネス>入札・契約・公募>各所管課が公募する競争入札、提案競技等>質問と回答

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html>

## 9 参加申込

提案競技への参加を希望される場合は、下記のとおり参加申請書を提出してください。

- (1) 提出期限・提出方法 **令和8年5月27日 (水) 正午まで**
- 「16 問い合わせ・提案提出先」宛に郵送（必着）または持参してください。
- ※郵送の場合は、簡易書留により郵送してください。

### (2) 提出書類

- ①提案競技参加申請書（様式1）
- ②会社概要（事業概要が分かるパンフレット、ホームページの写し等でも可）
- ③市税に係る徴収金に滞納がないことの証明  
（福岡市内に事業所がない場合は、本社所在地の市区町村が発行する証明）
- ④消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明
- ⑤法人登記簿（現在事項全部証明書）
- ⑥委任状（様式1-2）

※この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、

所定の様式により委任状を作成して提出すること。

⑦誓約書（様式1-3）

※代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入すること。

⑧役員名簿（様式1-4）

※代表者及び役員（⑥の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日を記入すること。

※この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用します。

※役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

⑨直近の決算2年分の財務諸表の写し

※直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表の写しを提出すること。

⑩有料（無料）職業紹介事業の許可を取得していること又は無料職業紹介事業の届出を行っていることを証する書類の写し

（留意事項）

- ・③～⑤は、提出日から3か月以内に発行された原本をご提出ください。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、③～⑨の提出を免除します。

- ・⑧を提出する場合は、紙のほか電子メール（例 Excel で作成した役員名簿のファイル添付等）での提出をお願いします。

- ・複数の法人で事業体を組み、共同提案する場合、併せて「共同事業者構成表（様式1-5）」を提出してください。また提出書類はそれぞれの事業者についてのものを主たる事業者が取りまとめて提出してください。

（3）提出部数 各1部

（4）その他

- ・上記（2）の書類を提出していない事業者は、提案競技に参加することはできません。
- ・参加申込後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式3）の提出をお願いします。（※共同提案の場合で、共同事業者構成表に記載する一部の者が辞退する場合は、辞退する者について、参加辞退届（様式3）をご提出ください。）

## 10 提案書等の提出について

（1）提出期限・提出方法 令和8年6月4日（木）正午まで

「16 問い合わせ・提案提出先」宛にEメール添付、郵送（必着）または持参してください。

※Eメール添付の場合は、提出書類をPDF変換後、添付の上、送信してください。

※郵送の場合は、簡易書留により郵送してください。

（2）提出書類

①事業提案書

書式は自由/A4サイズ（縦書）/15ページ以内（表紙除く）/片面印刷/ホチキス左肩どめ

※本委託の実施に係る提案に加えて、ひとり親家庭の親の就業・雇用に関する見解等を記載すること。

※提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容としてください。

②見積書

- ・基本仕様書及び提案書に記載している事項を実施するために必要な経費は、すべて見積りに含まれるものとして、項目別に具体的に記載すること。

(3) 提出部数 8部 (郵送または持参の場合)

(4) その他

- ・1事業者(1共同事業者)1提案とし、複数の提案は認めません。
- ・提出書類に不備がある場合は、受付できないことがあります。
- ・提出期限までに提出がなかった場合は、提案競技参加を辞退したものとみなします。
- ・公平な審査を期するため、提案者が分からない状態で審査いたします。そのため、提案書・見積書には、表紙も含め、参加者名(企業名、団体名)が分かるような記述を一切しないようお願いいたします。

## 11 提案説明および選考方法

提案書等の提出のあった事業者の内、応募資格を満たすと認められた事業者を対象に、提案説明(プレゼンテーション及び質疑応答)による審査を行います。

(1) 期日 令和8年6月11日(木)午後(予定)

(2) 時間・場所 令和8年6月9日(火)17時までに対象事業者に通知します。

(順番は提出書類の受付順とします。また、参加人数によってはオンラインによる実施も検討します。)

(3) 書類審査(1次審査)の実施

6者以上から申し込みがあった場合は、提案書等の提出書類による書類審査(1次審査)を行う場合があります。1次審査を行った場合、参加申し込みをされた全事業者に対し、参加資格の有無を、(2)と同時にEメールで連絡します。

(4) 提案説明

- ・時間 1事業者につき25分(説明15分、質疑応答10分)
- ・出席者 1事業者につき3名まで

※提案説明は、提出書類をもとに、本委託業務を主に担当する者が行ってください。  
行ってください(スクリーンやプロジェクターの使用はできません)。

(5) 審査方法及び最優秀提案者の決定

提案競技の審査委員会において、資料3「評価項目表」に基づき提案内容の審査を行い、最も評価点の高い者を最優秀提案者として決定し、2番目に評価点の高い者を次点提案者とします。ただし、いずれの場合も、評価点の合計が90点(満点のうち6割)以上である必要があります。

(6) 最優秀提案者決定通知

令和8年6月17日(水)までにEメールで通知及びHPに掲載します。

## 12 応募書類の取り扱い

(1) 提案書提出後において、提案者の選定までの間は提案書に記載された内容の変更は認めません。  
ただし明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。

(2) 提出された提案書等一切の書類は返却しません。なお、提出された書類については、契約に至った場合に活用するほかは、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。

## 13 失格条件

公募条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽の記載があった場合、選考委員等に対する不正な行為が認められた場合、又は事業推進に必要な手続きを行わない場合は、失格となります。

## 14 契約

最優秀提案者を契約相手方候補として速やかに協議を行い、契約内容の詳細を確定し、その後、業務委託契約手続きを行います。なお、契約締結に至らない場合は、次点となった提案事業者と業務委託契約手続きを行います。

## 15 その他留意事項

- (1) 提案にかかる費用は、応募者が負担するものとします。
- (2) 審査結果に関する質問には一切回答しません。

## 16 福岡市ひとり親家庭実態調査結果（R3）参考資料

令和3年度福岡市ひとり親家庭実態調査結果は以下のホームページアドレスに掲載しています。

<https://kodomo.city.fukuoka.lg.jp/info/3667/>

## 17 問い合わせ・提案提出先

福岡市こども未来局こども健やか部こども見守り支援課 担当：入口、松田

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 福岡市役所13階

TEL：092-711-4762 FAX：092-733-5534

Eメール：k-mimamori.cb@city.fukuoka.lg.jp